

令和4年1月20日

第1回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第1回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年1月20日（木） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

6 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員

18 番 〇〇〇〇〇 , 19 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和4年1月20日（木） 午前10時35分

令和4年第1回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第3号 農地法第4条による許可申請について

議案第4号 農地法第5条による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農地の用途変更届について

議案第7号 農用地等のあっせんについて

議案第8号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第9号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第1号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第1回農業委員会総会

令和4年1月20日（木） 午前9時00分

○事務局 (○○○○○局長)

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。今日は、〇〇〇〇〇委員が急用で途中退席されます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第1回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番〇〇〇〇〇委員、19番〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 1 号について、1 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。なお、末吉 2 号についても受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で 15 分程度で、通作距離について営農に支障ないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、とうもろこしを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 3 号について、1 月 18 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅４号について、１月１７日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻とキュウリを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第３条第２項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員 (○○○○○)

受理番号財部5号について、1月13日に現地調査を行いました。今すぐ耕作できる条件を満たしていないと判断しましたので保留とさせていただきます。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

今の受理番号5号は、何で出来ないのか。理由を教えてください。

○7番委員 (○○○○○)

調査した時には、2・3日以内に居住するという事で説明を受けましたが、今朝行ってみたら、まだ住んでいるような状況じゃないという事で、この土地の隣に住宅がありまして、その住宅

まで含めて買われております。作る畑は、すぐ作業できるような状態ですけれども、本人が家に住んだ形跡がないという事です。電気も着ていないというような状況でございます。

○議長（○○○○○会長）

今の説明で皆さんよろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請については、財部5号を除いて許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、白毛自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が事務所、貯留槽、西が道路と畑、南が畑、北が道路と山林であります。目的実現の確実性は、駐車場を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、駐車場を設置する面積252㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は北側側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、不許可の例外である隣接地一体事業に該当し、駐車場を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号末吉2号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原口東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑と道路を挟んで宅地、南が宅地と畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、牛舎・放牧小屋等を設置しており確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎・放牧小屋等を設置する面積4,780㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、汚水はオガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・放牧小屋等を整備しており、農地への復元も困難である事から用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

受理番号大隅3号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路、南が畑、北が道路であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内に住む農家です。現在の住居が手狭な為、自己の住宅と申請人が勤務している法人の農機具を格納する倉庫を建築するもので確実と思います。位置としまして

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部５号について、１月１１日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地と畑、西が畑、南が宅地・畑、北が宅地・畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的計画があり確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 520 m²に一般住宅 1 棟 123.12 m²は、周囲の状況からみても適当と思います。なお、一般住宅の転用基準面積 500 m²を超えていますが、北西側に利用不農地 27 m²があり、実質の転用面積は 493 m²となります。排水等については、合併浄化槽を設置し、南東側の道路側溝に放流する為、問題ありません。被害防除につきましては、整地のみ行い、周囲にはブロック積みを行います。また、同時申請である 5 条申請書には、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありせん。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地該当しますが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回申請地に一般住宅 1 棟を新築するもので、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部６号について、１月１１日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が宅地と畑、北が道路を挟んで宅地と畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を新築する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 516 m²に一般住宅 1 棟 125.9 m²は、周囲の状況からみても適当と思います。なお、一般住宅の転用基準面積 500 m²を超えていますが、西側及び南側に利用不農地 18 m²があり、実質の転用面積は 498 m²となります。排水等については、合併浄化槽を設置し、北側の道路側溝に

放流する事から適当であると思います。被害防除につきましては、整地のみ行い、周囲にはブロック積みを行います。また、同時申請である5条申請書には、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回申請地に一般住宅1棟を新築するもので、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部7号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、園田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで山林、西が畑、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請者が林業・木材加工業を営み、資材置場を設置する具体的計画がある事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、同時に転用申請されている隣接する農地2,616㎡と併せて、全体面積4,556㎡に、資材置場2,525㎡を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、造成は行わず現状のままで利用し、周囲へ土砂が流失ないように土留工事を行う事から、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、隣接地に既存の工場等がある事から、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は、23,406.76㎡であり、今回の申請面積の既存施設の2分の1を超えるものではありません。申請人は、林業・木材加工業を営んでおり、事業拡大の為、資材置場を設置し、自己の経営する法人に貸付ようとするもので、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部8号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、園田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで山林、西が畑、南が畑、北が水路を挟んで山林であります。目的実現の確実性は、申請者が林業・木材加工業を営み、資材置場を設置する具体的計画がある事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、同時に転用申請されている隣接する農地1,940㎡と併せて、全体面積4,556㎡に、資材置場2,525㎡を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、造成は行わず現状のままで利用し、周囲へ土砂が流失ないように土留工事を行う事から、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、隣接地に既存の工場等がある事から、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は、23,406.76㎡であり、今回の申請面積の既存施設の2分の1を超えるものではありません。申請人は、林業・木材加工業を営んでおり、事業拡大の為、資材置場を設置し、自己の経営する法人に貸付ようとするもので、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部5号6号について伺います。この周辺は、最近、宅地化が進んでおります。取得価格が解ったら教えて下さい。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

私の方で回答致します。〇〇〇〇〇〇さんの件ですが、1区画が150万円となっております。続きまして、〇〇〇〇〇〇さんですが、こちらも1区画150万円となっております。たまたま、同じ〇〇

〇〇〇行政事務所が受けていて、隣接している所で、渡人が同じ〇〇〇〇〇〇さんで同じ価格になっております。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいでしょうか。他にございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第3号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原口東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑と宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、放牧小屋を整備する面積として4,583㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設け、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外的農用地利用計画指定用途に該当し、既に放牧小屋を設置しており、農地への復元も困難である事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。続きまして、受理番号末吉2号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外末吉2号と同一の為、総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外的農用地利用計画指定用途に該当し、既に牛舎・放牧小屋を設置しており、農地への復元も困難である事から、併せて放牧スペースを整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉3号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路・畑、西が宅地と山林、南が畑、北が畑と宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、豚舎、堆肥舎等を整備する面積として3,035㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び水路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設け、誓約書も添付されており特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外的農用地利用計画指定用途に該当し、既に豚舎、堆肥舎等を設置しており、農地への復元も困難である事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉4号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、坂下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで

○5番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部7号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田平自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が道路を挟んで畑、北が水路を挟んで墓地であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されております。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積537㎡に堆肥貯蔵舎1棟・農業用倉庫1棟・作業スペース・車両旋回場を既に設置済みで、周囲の状況から

みても適当と思います。排水等については、雨水は北側の水路へ放流し、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法の許可が必要だと知らず、平成13年に〇〇〇〇〇〇堆肥組合名義で堆肥貯蔵舎1棟を建築し、その2年後に農業用資材を収納する為の倉庫1棟を建築していたものです。ついては、堆肥貯蔵舎建築後20年が経過しており、農地への復元も困難であることから転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉4号についてですが、〇〇〇〇〇〇さんも長い事、農業委員をやっていたらしゃった事ですから、上に厳しくという事を考えますと、ペナルティーなんかは考えていらっしゃらないですか。調査員でも事務局でもよろしいですが。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

農業委員会は、今、無断転用を無くすよう努力中であります。私達調査員が、ペナルティーとかいうのは、調査員では出来ないと思います。皆で話し合いをしてまとまれば出来るかもしれませんが。調査員の立場としては、先程申し上げたとおりです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇〇委員よろしですか。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。結構です。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇〇は、平成5年からは農業委員をしてたんじゃないですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おそらくされていたと思います。20数年農業委員をされていますので。平成5年も農業委員をされていると思います。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

こういう人がこういう事をすれば、下の人も準じてするんじゃないですかね。私は、そう思いますけど。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

この案件と〇〇〇〇〇〇の案件なんですけど、事務局サイドが取り掛かっております無断転用解消として、〇〇〇〇〇〇それからまだありますが、立場が立場ですから申請をして頂きたいというお願いをしたところでございます。農地法におきましては、それを許可しないという事はできません。要件があつていれば必ず許可しないとならないと思いますが、ペナルティーも考えておりませんし、この案件については、始末書付きで出されている案件ですが、先程、〇〇〇〇〇〇委員の方から言われたとおり、他もありますので、取り壊すと言われましたので、〇〇〇〇〇〇の方には、取り壊してから同時に出して下さいというお願いを致しておりました。しかし、こういう形で出てきたというような事でございます。ちゃんとして頂ければ、こちら側は、認めざるを得ないと思います。但し、先程〇〇〇〇〇〇委員がおっしゃったとおり、もう1件ありますのでそれと同時に許可というふうになるのかなと思います。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第3号農地法第4条による許可申請については、末吉4号を除いて許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、末吉4号を除いて許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第4号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。ここで、○○○○○委員の方が急用がありますので、先に現地報告をお願い致します。

○19番委員 (○○○○○)

受理番号財部6号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地該当しますが、隣接地に既存の工場等がある事から不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は、23,406.76㎡であり、今回の申請面積の既存施設の2分の1を超えるものではない。申請人は、林業・木材加工業を営んでおり、事業拡大の為、資材置場を設置し、自己の経営する法人に貸付ようとするもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。続きまして、受理番号財部7号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地該当しますが、隣接地に既存の工場等がある事から不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は、23,406.76㎡であり、今回の申請面積の既存施設の2分の1を超えるものではない。申請人は、林業・木材加工業を営んでおり、事業拡大の為、資材置場を設置し、自己の経営する法人に貸付ようとするもので転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東高松自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・カーポートを整備する面積として全体で423㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅・カーポートを整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○18番委員 (○○○○○)

受理番号大隅2号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路です。目的実現の確実性は、申請人は市外に居住する会社員です。申請地には住居と車庫を建築し、義父の農作業を手伝う為の農機具倉庫を建築するものです。資金調達は、金融機関からの住宅ローンの保証承諾書があり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積721㎡に、一般住宅1棟122.73㎡、車庫兼倉庫1棟54.15㎡、通路84㎡を設置するもの

で理由書も添付されており適当と思います。排水等については、雨水は集水桝2ヶ所、生活雑排水は、合併浄化槽を設置して既存の道路側溝に放流するので支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。代替地の検討は、立地条件にあう適地がなく転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅3号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。議案2号の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地にありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。代替地の検討については、適地がなく、また、追認によるもので農用地への復元は困難と思われる為、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部4号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地であります。周囲に住宅があることから、不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回、申請地に一般住宅1棟を新築するもので転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部5号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地であります。周囲に住宅があることから、不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回、申請地に一般住宅1棟を新築するもので転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部8号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、吉ヶ谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路と田、西が宅地と田、南が田、北が道路を挟んで宅地と山林です。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積237㎡に炭貯蔵小屋1棟9㎡、木材及び機械置場50㎡、通路・駐車場を設置する予定で周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下とするので支障ないと思います。被害防除については、造成は行わず現状のまま利用し、隣接する農地との間に緩衝地を設けます。また、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、炭焼きを業としており、申請地にある既存の小屋を炭貯蔵小屋として利用し、申請地に木材及び機械置場・駐車場等を設置しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（〇〇〇〇〇）

大隅2の中で〇〇〇〇〇ですが、道路みたいなんですが市の方へ提供されるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○事務局（○○○○○係長）

只今の質問にお答えします。分筆後、○○○○○というのが、今は分筆されていない状態なんです。分筆されたこの土地は、将来、道路位置指定を受けて公衆用道路と同等の位置付けになります。この申請地の北側にも通路があるんですが、この通路の方も所有者の方から以前通行承諾書をとって、公衆用道路ではあるんですが、個人の名義なので今回につきましても通行承諾書というのを頂いております。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○10 番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第4号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前10時 1分）

（休憩：午前10時11分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。まず初めに○○○○○委員より報告がありますのでよろしくお願いします。

○5 番委員（○○○○○）

これは、先月の分ですけど、農地移動適正化あっせん事業対象農業者の認定についてですが、○○○○○さんが第3条で賃貸が出てきましたので、これは不認定とさせていただきます。以上です。

○事務局（○○○○○局長）

私の方からちょっと説明させていただきます。先月ですが、あっせん事業対象農業者という事で○○○○○さんですが、○○○○○の方に土地を貸すという事で、その後、あっせん事業対象農業者の認定という報告を委員の方からされましたけれども、土地を貸してあっせん事業対象農業者というのは、おかしくないかというような事がございまして、その案件につきまして、この前の報告では、認定という事でしたが、不認定というふうにさせていただきますという事でございます。

○議長（○○○○○会長）

皆さんおわかりですよ。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

それでは、議案第5号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、橋野坂之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路・畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の北側は農地であります。排水等の流れ込み等はなく宅地等に囲ま

れており、農地が無い為、影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和56年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接統施設に該当します。農家住宅、牛舎、倉庫として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉2号について、1月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が道路です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込み等はなく影響ありません。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、平成4年から5年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。貸家として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第5号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第6号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅1号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中大谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、畜産農家です。申請地は、平成16年頃に堆肥舎を設置して堆肥舎までの通路として利用している事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積165㎡に、堆肥舎1棟60㎡と通路50㎡を設置したもので適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当します。今回、追認により許可を得ようとするものであり、農地への原状回復は困難と思われ、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅2号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。議案第3号で報告しましたので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。今回、追認により許可を得ようとするもので、農地への原状回復は困難と思われ、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇〇さんで調査致しま

した。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第7号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉1から3については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉4については、私と○○○○○推進委員、末吉5については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉6については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉7については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅8については、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部9については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。
（「ちょっといいですか。」の声あり）

○14番委員（○○○○○）

財部9号は、成立です。

○議長（○○○○○会長）

財部9号は、成立だそうです。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○11番委員（○○○○○）

末吉80号は、継続でお願いします。

○推進委員（○○○○○）

大隅82号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部83号は、継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

大隅86号は、継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉87号は、継続でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉88号は、成立でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

末吉89号は、成立でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉90号は、成立でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉91号は、継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉92号は、継続でお願いします。

○推進委員（○○○○○）

大隅93号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部 98 号は、今まで作っていた人が作っていいという事ですが、その人には作らせないという事ですので継続でお願いします。

○ 7 番委員 (○○○○○)

財部 99 号は、継続でお願いします。

○ 14 番委員 (○○○○○)

財部 100 号は、話があったのですが、とても高い事を言われるので打切でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 8 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定について期間ごとに一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○ 2 番委員 (○○○○○)

2 号から 6 号まで○○○○○が借り受けになってますが、単価が 19,000 円という高い値段で借りて頂けるのは良い事ですけど、大隅だけですけど、曾於市全域借りてくれるのかお伺いします。

○事務局 (○○○○○主事)

○○○○○が借りられている土地というのが○○○○○の近くのみとなっております。曾於市内全部借りられるかというのは、確認しておりません。申し訳ありません。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第8号農用地利用集積計画の利用権設定については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第9号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第9号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に報告第1号合意解約等の報告については、総会資料の35ページから41ページですのでご覧下さい。

○議長(○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○14番委員(○○○○○)

農地部会について

○議長(○○○○○会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○17番委員(○○○○○)

食と農と女性の会の中止について

○3番委員(○○○○○)

年初めの農地と年度末の農地面積を出して頂きたい。

○議長(○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局(○○○○○局長)

事務連絡

○事務局(○○○○○係長)

事務連絡

○議長(○○○○○会長)

以上で、令和4年第1回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局(○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和4年1月20日（木） 午前10時35分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員